

ペットの排泄物は
飼い主が片づけてください！

フンの放置や尿の被害などの苦情が多く寄せられています。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにして、みんなが気持ちよく暮らせるようご協力をお願いします。
片づけた排泄物は持ち帰り、衛生面や匂いに配慮して「燃えるゴミ」として出してください。

◆犬の飼い主さんへ
排泄を済ませてから散歩にでかけるようトレーニングしましょう。
万が一に備えて、片付け道具は常に持ち歩き、排泄してしまったら、フンは必ず持ち帰ってください。尿はペットボトルに入れた水で洗い流す、ペットシートで吸い取り持ち帰るなどの対策をお願いします。

◆猫の飼い主さんへ
専用のトイレを用意し、決まった場所でさせましょう。屋外での危険やいたずらなどによる近隣トラブルを避けるためにも、屋内での飼養に努めてください。

問 環境課 ☎43-8234

不法投棄の通報にご協力ください

茨城県では、県民の皆様のスマートフォンなどのモバイル端末から、アプリをダウンロードすることで、不法投棄された廃棄物の状況を、写真やコメントなどを添付・入力するだけで、簡単に投稿できるようになりました。投稿していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に情報が提供されます。

◎不法投棄通報アプリ：PIRIKA（ピリカ）：
世界最大規模のごみ拾いアプリケーション
※詳しくは茨城県廃棄物規制課不法投棄対策室ホームページをご覧ください

問 県廃棄物規制課不法投棄対策室 ☎029-301-3035

【掲載希望者募集】広報しもつま『わがやのにんきものコーナー』

市内在住の１～３歳までのお子さまの写真に、ご家族のコメントをつけて紹介しています。誕生日など、思い出の１ページとしていかがですか。

◆対象年齢 市内在住の１～３歳のお子さま
◆掲載内容 写真およびメッセージ
◎以下のお問い合わせフォームからお申込みください。

問 秘書課 ☎43-2112

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。
この運動は、今年で75回を迎え、毎年7月を強調月間として運動を推進しています。

問 福祉課 人権推進室 ☎43-8246

就職に関する悩みや不安を相談してみませんか？
就職に関する無料相談会

日 令和7年6月19日（木）、7月3日（木）、7月17日（木）
午前10時～午後0時30分
場 定 ハローワーク下妻内サポステ専用ブース
就職の悩みがある15歳から49歳までの方または保護者・関係者
備 前日までの予約制

問 いばらき県西若者サポートステーション ☎54-6012

母子家庭等自立促進対策事業
「介護職員初任者研修」

期 8月2、9、16、30日
9月6、13、20、27日
10月11、25日
11月8、22日
12月6、13日
（土曜日のみ計14日間）
午前9時～午後5時（昼休み1時間）
レポート提出4回（全130時間）

対 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦で全日程出席でき今後就労を希望する方

場 茨城県母子寡婦福祉連合会ラーク・ハイツ会議室 [水戸市八幡町11-52]

定 料 15～20人（応募多数の場合は抽選）
7,516円（テキスト代7,124円、ボランティア保険加入代392円）

申 申込書は市子育て支援課にあります。または、茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページからダウンロードできます。必要事項を記入の上、下記問い合わせ先に郵送またはFAXでお申し込みください。

期 7月3日（木）まで（必着）

問 申 （福）茨城県母子寡婦福祉連合会
母子・父子福祉センター
〒310-0065 水戸市八幡町11番52号
☎029-221-8497
FAX 029-221-8618

（福）受給者証（マル福）が新しくなります
～ひとり親・重度心身障害者～

【要件を満たす方には受給者証を郵送します】
現在ご使用の医療福祉費受給者証（マル福）は、有効期限が6月30日（月）までとなっています。マル福受給要件を満たし、制度に引き続き該当する方には、新しい受給者証（マル福）を6月下旬ごろに郵送します。

対 ◆ひとり親
◇配偶者のない方で、18歳未満の子、20歳未満の障害児または高校在学者を監護している方およびその子
◇父もしくは母が重度障害者である母子もしくは父子など
◇父母のいない子とその子を養育している配偶者のない方
◆重度心身障害者
◇身体障害者手帳１・２級に該当の方
◇身体障害者手帳３級に該当の方で、その障害名が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる方
◇療育手帳の判定が㊤またはA（知能指数35以下）の方
◇障害基礎年金１級の方
◇身体障害者手帳３・４級の方で、かつ療育手帳の判定がB（知能指数50以下）の方
◇特別児童扶養手当１級の方
◇精神障害者保健福祉手帳１級の方
◇精神障害者保健福祉手帳２級の方で、かつ身体障害者手帳３・４級の方
◇精神障害者保健福祉手帳２級の方で、かつ療育手帳の判定がB（知能指数50以下）の方
※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度への加入が必要です

【窓口での更新が必要な方】
市役所保険年金課窓口での手続きが必要な方には、個別に通知しますので、手続きをお願いします。

問 保険年金課 ☎43-8326

令和7年度茨城西南地方広域市町村圏事務組合職員採用試験

日 9月21日（日）
期 7月1日（火）～8月15日（金）
対 平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業、または令和8年3月に卒業見込みの方

◆募集職種 消防職
◆採用予定数 10人程度

問 茨城西南広域消防本部 ☎0280-47-0124

国民健康保険「資格確認書」等を送付します

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬頃から順次送付します。
郵送方法を「簡易書留郵便」から下表のとおり変更したことで、留守の場合でもポストに投函されます。届きましたら必ず送付書類とその記載内容を確認ください。

マイナンバーカードの有無	マイナ保険証利用登録	送付される書類	郵送方法
持っている	登録している	資格情報のお知らせ（※）	普通郵便
	登録していない	資格確認書	特定記録郵便
持っていない	—	資格確認書	特定記録郵便

（※）70歳未満で「資格情報のお知らせ」を既に交付済の方は除きます

問 保険年金課 ☎45-8124

国民健康保険の手続き～14日以内に届け出を～

国民健康保険に加入する場合や、国民健康保険を脱退する場合など、保険資格に変更がある際には、14日以内の届出が必要になります。
届出にはマイナンバー（個人番号）の記入が必要です。マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をお持ちください。

問 保険年金課 ☎45-8124

避難行動要支援者名簿（令和7年度版）の交付

「避難行動要支援者名簿」（災害時の避難で周りの方の支援が必要な高齢者や障害のある方の名簿）を、更新しましたので新名簿を交付します。なお旧名簿をお持ちの方は、消防防災課（市役所3階）まで、返納してください。

◆交付希望できる対象者と名簿の種類
・自治区長 各自治区の避難行動要支援者名簿……………ア（自治会未加入者は含まれない）
・代表区長 担当行政区（代表区）地域の避難行動要支援者名簿（自治会未加入者も含む）
・自主防災会会長 担当する地域の上記アの名簿
◆交付の申請手続き
・窓口 消防防災課（市役所3階）
・持参するもの 本人確認できるもの（「運転免許証」「マイナンバーカード」など）

問 消防防災課 ☎43-8306